

神奈川県告示第72号

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。）第57条第2項の規定により、次に掲げる川崎市の条例（以下「市条例」という。）は、その内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認めることとし、市条例に規定する事項に該当するものとして、次の各号に掲げる市条例の区分に応じ当該各号に定める県条例の条の規定を指定し、平成22年4月1日から施行する。

(1) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）

県条例第19条から第23条まで、第25条から第29条まで及び第31条の規定

(2) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）

県条例第11条、第14条から第17条まで及び第34条から第39条までの規定

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文